



# 鳥取県公報

令和7年4月30日（水）  
第9690号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（282）（文化財課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定無形文化財の追加認定（283）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定名勝の指定（284）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定天然記念物の管理団体の指定（285）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県選定保存技術の選定等（286）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の頭首工管理規程の認可（287）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（288）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（3件）（289～291）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の終了（292）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	指定障害児通所支援事業者の指定（293）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第282号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 絵画の部

名称	員数	所在の場所
さんじゅうろっかせんずがく 三十六歌仙図額	4面	倉吉市大宮

### 工芸品の部

名称	員数	所在の場所
ぼたん し し もんきんからかわづつみこしとりにまいどうぐそく 牡丹獅子文金唐草包 腰取二枚胴具足	1領	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
つけたりぐそくびつ 附 具足櫃	1合	

### 考古資料の部

名称	員数	所在の場所
くろもとだにこふんしゅつどいぶついつかつ 黒本谷古墳出土遺物一括		智頭町埴師54 智頭町埋蔵文化財センター
一 どうわん 銅甕	1点	
二 けいとうたち 圭頭大刀	1点	
三 たち 大刀	1点	
四 くつわ 轡	1点	
五 すえき 須恵器	22点	
六 じかん 耳環	1点	
七 くだたま 管玉	1点	

## 鳥取県告示第283号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定無形文化財について、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県指定無形文化財の保持者として追加認定したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

無形文化財の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	山下 清	岩美郡岩美町延興寺	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している。

## 鳥取県告示第284号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	指定地域
矢田貝氏庭園	西伯郡伯耆町上細見のうち4397.55平方メートル

## 鳥取県告示第285号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条の2第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指

定天然記念物の管理団体の指定をしたので、同条第3項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理団体の名称	管理団体の所在地	管理を行う鳥取県指定天然記念物
江府町	日野郡江府町大字江尾1717-1	武庫の七色ガシ

**鳥取県告示第286号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第39条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県選定保存技術について、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県選定保存技術の保持者として認定したので、同条第4項において準用する同条例第19条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

選定保存技術の名称	選定保存技術の保持者		
	氏名	住所	特徴
てすき 手漉和紙用具（簀）製作	小畑 文子	鳥取市鹿野町鹿野	選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している。

**鳥取県告示第287号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、大口堰土地改良区の頭首工管理規程を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 管理規程の概要

- (1) この頭首工は、大口堰頭首工と称する。
- (2) かんがい期は、毎年5月1日から9月30日までとする。
- (3) 頭首工からの用水の取水量は、開樋について、かんがい期のうち苗代期は0.18メートル、田植期及び育成期は0.30メートルとし、非かんがい期は0.08メートルとすることを基準とする。
- (4) 管理者は、頭首工分水樋門及び土砂吐けを操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- (5) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。
- (6) 管理者は、次のいずれかに該当するときは、洪水警戒態勢をとらなければならない。
  - ア 鳥取地方气象台から関係地域における降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
  - イ 千代川の水位の急激な上昇が予想され又は認められるとき。
  - ウ 理事長から指示があったとき。
- (7) 管理者は、かんがい期における減水又は取水制限に対し、理事長又は理事会の指示により、頭首工の操作等の措置を行うものとする。

2 認可の年月日

令和7年4月18日

**鳥取県告示第288号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を令和7年4月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第289号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港管理組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業期間 令和7年1月23日から同年3月7日まで
- 3 作業地域 境港市中野町

**鳥取県告示第290号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年2月25日から同年10月6日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町萩原

**鳥取県告示第291号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年4月25日から同年9月22日まで
- 3 作業地域 日野郡日野町上菅

**鳥取県告示第292号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市道笑町四丁目、昭和町及び東山町
- 3 終了年月日 令和7年3月19日

**鳥取県告示第293号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月30日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社アキヨシフードサービス	境港市上道町3147	SOI STANCE KIDS	米子市塩町164	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和7年4月21日